

2019年3月5日

## 沖縄のジュゴン個体群の存続の危機を訴える緊急声明

公益財団法人 日本自然保護協会  
理事長 亀山 章  
北限のジュゴン調査チーム・ザン  
代表 鈴木雅子  
ジュゴンネットワーク沖縄  
事務局長 細川太郎

私たちは沖縄のジュゴン保護に携わってきた市民グループとして、この度の辺野古新基地建設工事着手後に不明となったジュゴンの状況や、他の個体が直面する生存の危機に鑑み、絶滅が危惧される沖縄のジュゴン個体群の存続の危機を訴える。

名護市東海岸に位置する嘉陽地先は、ジュゴンが棲む海として地元ではよく知られ、集落の歴史が記された字誌にもその名前が登場する。この嘉陽海域では、1990年に生後間もないジュゴンが刺網に混獲され、また、1998年には親子3頭のジュゴンが確認されたことなどから（琉球新報）、同海域はジュゴンの出産海域として推測される。また、1999年には求愛行動が確認されるなど（沖縄テレビ）、絶滅が危惧される日本産ジュゴンの重要な繁殖海域としても位置付けられる。

私たち市民グループは1998年からこの嘉陽地先においてジュゴンの食み跡調査を開始し、2007年からは毎年ジュゴンの食性調査を実施してきたが（北限のジュゴン調査チーム・ザン）、この20年間に同海域においてジュゴンの食み跡が観察できなかったことはなかった。1998年以降にジュゴンが確認されていた他の海域では、その後ことごとくジュゴンが確認できなくなったが、嘉陽地先では周年ジュゴンが確認され、また、官民のいずれの調査においても継続的にジュゴンによる餌場の利用が確認されてきた。私たちはこの海域が日本産ジュゴンの重要な生息地であることから、嘉陽という地名の公表も伏せてきた。

個体Aの状況：

ところが、昨年11月11日に同海域において食み跡を探索したが確認することができず、その後沖縄防衛局は11月28日に実施した環境監視等委員会において、10月以降の調査でジュゴンの個体Aが確認できなくなったことを報告した（2018年12月3日琉球新報）。私たちはその後も12月20日、22日、23日、2019年1月13日、20日と同海域においてジュゴンの食み跡を探索したが、11月以降にできたと考えられる新しい食み跡は確認することができなかった。

その後沖縄防衛局は環境監視等委員会（第18回）を平成31年1月22日に実施し、資料4「工事の実施状況」を同局のホームページに公表した。

その資料によると、沖縄防衛局が環境アセスメントで実施した航空調査によって、平成19年（2007）8月から名護市東海岸で確認されていた個体Aは、その後の調査によって平成30年（2018）9月までの11年間に継続して確認されていたが、同年10月以降の調査

からその姿は確認できなくなった。また、個体 A が餌場として利用していたと推測される嘉陽地先の海草藻場では、同年 10 月 16～17 日に同局が実施した調査によって 25 本の食み跡が確認されたが、以後の調査から新しい食み跡は確認されなくなり、同局は個体 A が嘉陽周辺海域の海草藻場を利用しなくなったと推測した。

沖縄防衛局はこの資料の中で個体 A が嘉陽地先から姿を消した要因として新基地建設工事による影響について考察し、捨石投入など最も大きな騒音や振動が発生した平成 29 年 11 月から平成 30 年 8 月の期間においても個体 A が嘉陽地先で確認され、一方、個体 A が確認されなくなった頃の騒音や振動は、そのピーク時以下のレベルであったとし、建設工事による影響を否定した。

しかし、平成 30 年 11 月 28 日に実施された環境監視等委員会（第 17 回）の資料 2「平成 29 年度事後調査報告書について」の「ジュゴン確認位置（事業実施区域周辺）」（86p、87p）を見ると、個体 A は同局が調査を開始した平成 19 年度（2007）から平成 26 年度（2014）までは大浦湾の湾口にしばしば姿を見せていたが、平成 27 年度（2015）以降大浦湾の湾口に姿を見せる頻度が減るとともに、確認される場所が辺野古崎から離れるように徐々に東南へ拡大し、平成 29 年度（2017）にはかつて記録の無い東南海域まで達するようになった。湾口に姿を見せなくなった平成 27 年度は、沖縄防衛局が大浦湾に多数の警戒船を航行させ、トンプロックを投入し、立ち入り制限を示すブイを設置し、ボーリング調査を実施し、護岸工事に着手した時期と重なり、それまで大浦湾で確認されていた個体 C が確認できなくなった時期でもある。また確認場所が辺野古崎から離れ、かつて記録の無い東南海域まで拡大した平成 29 年度は、本格的な護岸工事が開始され、沖縄防衛局が捨石投入など最も大きな騒音や振動が発生したとする時期と重なる。これらの状況を客観的に判断するならば、個体 A 及び個体 C は新基地建設工事の影響を徐々に受け、行動範囲を変えていたが、個体 C は平成 27 年 6 月から避難し、個体 A も平成 30 年 10 月から工事区域周辺から避難するに至ったと考えるのが合理的である。

沖縄防衛局は環境アセスメント準備書の中で、個体 A は「環境省による平成 15 年 11 月以降の調査においても同海域にて確認されており、嘉陽沖を中心とした安部崎からバン崎にかけての沖合 5 km の限られた範囲内に定着している」と定着性を強調していたが、沖縄防衛局は自らが行なった新基地建設工事によって、個体 A を唯一の安住の地であった嘉陽海域から追い出す結果となった。

一方、環境省はジュゴンの保護対策を検討する目的で、平成 13 年度（2001）から平成 17 年度（2005）にかけて、ジュゴンと藻場の広域的調査を実施し、平成 15 年（2003）11 月に尾ビレに切れ込みのある個体（環境アセスメント調査以降に沖縄防衛局が個体 A とする個体）を初めて個体識別し、平成 17 年度までの調査期間中に同じ個体を計 7 回確認した。なお個体 A は個体識別された平成 15 年 11 月には既に成獣だったことや、私たちが調査を開始した平成 10 年（1998 年）には既に嘉陽地先では食み跡が確認されていたことから、定着性が強い個体 A が嘉陽地先を拠点に生息していたのは、少なくとも 20 年前の平成 10 年（1998 年）以前からと推測される。

環境省はジュゴンと藻場の広域的調査の一環で、嘉陽地先においてラジコンヘリによる空撮調査、陸上からの 24 時間行動観察調査、マンタ法+マーキングによる継続的なモニタリングなどを実施し、ジュゴン生息地としての嘉陽海域の重要性を明らかにした。また、同省は平成 16 年（2004）第 159 回国会において、調査の結果、ジュゴンは沖縄本島の周辺海域での確認頭数が極めて少なかったことから、種の保存法の国内希少野生動植物種選定要件に該当すると認め、平成 23 年（2011）には地元の名護市議会もジュゴンを国内希少野生動植物種に選定するよう環境大臣及び法務大臣に意見書を提出したが、同省は国内希少野生動植物種への指定を行わず、開発行為からジュゴン及び生息地を守る手立てを行わないまま現在に至った。今回定着性の強い個体 A が生息地を追い出されるという事態を招いたが、日本産ジュゴンの存続の危機や生息地としての嘉陽海域の重要性を認識していた環境省は責任を逃れることはできない。

定着性の強いジュゴンが生息地を追い出された場合、他のジュゴンとの餌場の競合や、不慣れた海域での混獲死亡事故のリスクが懸念され、それだけでなく絶滅が危惧される日本産ジュゴン個体群の絶滅リスクがさらに高まったと推測される。

個体 C の状況：

環境省は 2001～2005 年にかけてジュゴンと藻場の広域的調査を実施し、このうち 2003 年 7 月に行った調査によって最小発見個体数を 5 頭とした（環境省 2004）。なおこの 5 頭は全て成獣と思われたこと、また 1998 年から 2002 年までに計 6 頭の死亡が確認されており、これらのジュゴンが生存していたと考えられる 1998 年 11 月時点での最小個体数は 11 頭となる。しかし、実効性のある保護対策が取られないままジュゴン保護は放置され、2008 年に実施された辺野古新基地建設に伴う環境アセスメントの調査で確認できた個体数はわずかに 3 頭だった（沖縄防衛局 2009）。この 3 頭は個体 A、B、C と識別され、個体 A は前述の通り辺野古新基地建設工事着手後に不明となった。また、個体 B、C は母子と考えられ古宇利島沖を拠点に東海岸まで移動していた。その後個体 C は 2009 年頃から単独で行動するようになり、親離れしたと考えられ（沖縄防衛局 2011）、大浦湾にしばしば姿を見せた。同じ時期（2009～2015 年）大浦湾では沖縄防衛局の調査で 49 本、私たち市民グループの調査で 238 本（累計）の食み跡が確認された（細川 2018）。これら大浦湾で確認された食み跡について沖縄防衛局は評価書（6-16-172）（沖縄防衛局 2012）の中で「個体 C によるものと考えられます」と個体 C が大浦湾を餌場として利用していたことを認めたにもかかわらず、個体 C の重要な餌場の存在を無視するように護岸工事に着手し、その結果前述の通り、2015 年以降個体 C もまた消息不明となった。

個体 B の状況：

個体 B が確認される古宇利島周辺海域では、現在沖縄戦当時のものと思われる不発弾の存在が確認されており、私たち市民グループはジュゴンやサンゴ礁生態系にダメージを与えない処理を行うよう沖縄県に求めているが、未だ処理方法が確定していない。仮に従来通りの不発弾の海中爆破処理が実施された場合、日本産ジュゴン個体群の存続にかかわる重大なダメージを与えることが懸念される。

以上の理由から、私たちは次のことを要望する。

1. 本環境アセスメントの環境保全図書では「工事の実施後は、ジュゴンの生息範囲に変化が見られないか監視し、変化が見られた場合は工事との関連性を検討し、工事による影響と判断された場合は速やかに施工方法の見直し等を行なうなどの対策を講じます」と記載されている。沖縄防衛局は個体 A 及び個体 C が確認されなくなった要因について工事の影響はないとしているが、上記の通り工事の影響は明らかであることから、沖縄防衛局は速やかに工事を中止すること。また、環境省は沖縄防衛局に対して速やかに工事を中止するよう指導すること。
2. 沖縄防衛局は、本工事によるジュゴンへの影響やジュゴンの調査について、工事や調査に携わる業者から過去に寄付を受けていた委員らで構成される環境監視等委員会ではなく、第三者の専門家による検証を行い、透明性を確保し検証結果を公表すること。なお専門家については、例えば、粕谷俊雄氏、エレン・ハインズ氏、アマンダ・ホジソン氏、ヘレン・マーシュ氏、Marine Mammal Commission (<https://www.mmc.gov/>)などを推薦する。
3. 環境省及び沖縄防衛局は、個体 A 及び個体 C が辺野古新基地建設工事着手後に不明となったことから、これらのジュゴンの消息について調べるための沖縄島及び周辺離島を含む広域調査を緊急に実施すること。
4. 環境省は、速やかにジュゴンを国内希少野生動植物種に選定すること。
5. 沖縄県は、以前から指摘されていた海中不発弾の処理に関する検討会について、処理に関わる関係機関及び海生哺乳類やサンゴ礁保全などの研究者、また、漁業者や観光業者、そして私たち市民グループを交えた形で実施すること。

※ なお防衛省、沖縄防衛局、環境省及び沖縄県には後日別途要望書を提出する。